

4月23日、文教
厚生常任委員会

多賀城市立図書館を考える

市民の会の請願を否決



【資料】

◆図書館開館もツタヤ出店と同じCCC図書館カンパニー高橋聰社長「本の仕事もしたことがないし、図書館にもほとんど行ったことがない。基本は図書館もツタヤの店舗を出店するのと同じだと考えました」(『朝日新聞』2013.9. 11)

◆図書館は本のレンタル屋CC増田宗昭社長「すべてセルフposだし、実際には本のレンタル屋だ。要するに『図書館なんでもない』…。名前は図書館だが、本のレンタル屋だ」(『あすか会議2013』での講演から(2013.7. 6))【注】pos:販売時点情報管理(Point of sale system)-物販販売の売上実績を単品単位で集計すること。

◆図書館は遊園地かCCC増田宗昭社長「武雄の図書館でも子どもたちがオープンと同時にわっと入ってきて、ぎやあぎやあ騒ぎながら走り回っているのを見て、『ああ、この図書館は地元に根付くな』と思った」(前出)

◆指定管理は公募が原則

「IV 指定管理者導入の手順/1 指定管理者の募集/(1)指定管理者の募集方法/指定管理者の選定は、公募により行うことを原則とします。ただし、以下のような特段の事情が認められる場合には、公募によらず非公募とすることができます。その場合、非公募としなければならない理由について十分な検証を行い、その根拠を示す必要があります。特に、モニタリング効果が優良、コストの妥当性、業務の効率性、サービスの質などについて、非公募とすることの利点がありうるかの検討を評価委員会で行うこととします」(多賀城市指定管理者導入方針)

23日、「多賀城市立図書館を考える市民の会」より提出されていた「CCCに新図書館を委ねることに反対する」請願が文教厚生常任委員会(佐藤恵子委員長)で審議されました。党市議団は採択を主張しましたが、自民・公明市議の反対で否決されました。

請願の内容は新多賀城図書館について「企画、設計、運営等についてCCCに任せることを中止」するよう求めるものです。まず紹介議員を代表し藤原益栄市議が次のように趣旨説明を行いました。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

まず図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」とを目的とする施設」(図書館法第2条)です。ですから日々資料収集に努め、

多賀城市立図書館基本計画」で今後の図書館の基盤方向の一つに「モノよりも場所、モノより時間」を上げています。モノとは図書資料以外に考えられまうわけです。「モノとともに

Tカード導入を許していい発言を繰り返しています(資料参照)。

また、市教委は「第二次

多賀城市立図書館基本計画」で今後の図書館の基盤方向の一つに「モノよりも時間」の「モノとは何を理解しているとは思えません(資料参照)。

そして、市教委は「第二次

多賀城市立図書館基本計画」で今後の図書館の基盤方向の一つに「モノよりも時間」の「モノとは何を理解しているとは思えません(資料参照)。

そこで、市教委は「第二次

多賀城市立図書館基本計画」で今後の図書館の基盤方向の一つに「モノよりも時間」の「モノとは何を理解しているとは思えません(資料参照)。

そこで、市教委は「第二次

東風城目

題字は池田和京さんにご揮毫いただきました。

日本共産党
多賀城市議団・編集長柳原清
代表(364-3222)
FAX(309)3910
多賀城市留ヶ谷一丁目11番23号

弁護士による
法律相談

- ◆申込 電話で予約して下さい。
- ◆電話 364-3222
- ◆相談日 4月30日(水)
4月16日(金)
- ◆時間 午後1:30~
- ◆場所 旧阿部福商店となり塩釜県民の会事務所

議員による
暮らしの相談

- 電話 藤原益栄議員 368-6623
070-6497-6623
- 佐藤恵子議員 367-0182
090-2027-9884
- 柳原きよし議員 368-1883
090-2605-4984
- 戸津川はるみ議員 090-7528-2075

いやはや驚いた。4月15日の東日本大震災調査特別委員会でのこと。藤原益栄市議の質問に対する回答で柳原清市議はCCTVについて問われ、「2011年7月に東証一部上場を廃止したので、経営実態は良くわかりません」と答えました。

に場」なら分りますが、本末転倒です。じつはCCCについて問われ、「CCCに任せること」と同じようにことを言っています。そしてこの図書資料軽視の考え方が高架書架へのこだわりや狭い書庫にも現れています。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

また、質疑終了後各委員は請願について意見を述べました。自民・公明の委員は武雄市で成功しているのでCCCに委ねてなんにしても公募が原則です。非公募でCCCに任せます(資料参照)。

そこで、市教委は「第三次

市議は図書館協議会の意見を無視する強引な手法を批判し、昌浦泰巳委員は「以前に社会教育部門は「以前に社会教育部門に携った経験から図書館に運営されるべきであるが、それは住民自治のため、それは住民自治と住民自治は他から支配されることなく自治的・自立的に運営されるべきであること、それは住民多数の意図に基づいて運営されるというのが住民自治▼住民自治は直接参加もあるが、大半は議会を通じ間接的に実現する。情報は当局が独占しているので、議会による当局のチェックが重要となる。だから議員の質問に「答えたくない」は住民自治の否定であり得ない答弁である▼23日の議会運営委員会では、主に総務部長は「不適切な発言」との認識を示し、議会としては教員長に「あの答弁をどうのうに認識しているか」聞くことになつた。それにしても自らが決めた方針を説明できないとはいつたことか??

◆ ◆ ◆ ◆ ◆